

協会 ニュース

〒171-0031 東京都豊島区目白 3-5-11
TEL 03-5996-8511 FAX 03-5996-9585
<http://www.jja.or.jp/> Eメール info@jja.or.jp

平成26年 秋号

HEADLINE

◆塾の日シンポジウム2014 in 仙台開催!

平成26年10月13日(月)——。大型で強い勢力の台風19号が日本列島を縦断しているあいにくの荒天。今年は、杜の都・仙台が舞台となりました。「いま未来に、日本人の心」を。あの日から3年7ヶ月。極限状況でも失われることのなかった「日本の心」を持ち続ける子どもたちを育てる決意の一日となりました。



全国読書作文コンクール優秀作品表彰

◆その他の項目

- 塾の日シンポジウム会長挨拶●セミナー採録●景品表示法改正
- JJAインフォメーション 学習塾認証制度／子どもたちが明るく健やかに成長するための取組に関する基本方針／調査協力お願い／全国読書作文コンクール●理事会報告
- スケジュール●会員消息●事務局から

塾の日、東北・仙台にて

平成26年10月13日

公益社団法人全国学習塾協会 会長 安藤 大作

本日は、お忙しい中を塾の日シンポジウム2014 in 仙台にお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。また、塾の日シンポジウム開催のためにご尽力いただきました皆様には、厚く感謝申し上げます。会長の安藤でございます。ひとことご挨拶を申し上げます。

本日の塾の日シンポジウムには、多くのご来賓の皆様にご臨席を賜ることができました。また、この日のために遠くからお越しいただきました受賞者の皆様と保護者様には厚く御礼申し上げます。学習塾団体としてたいへん光栄でありますとともに、学習塾が社会に対して担う責任の大きさを強く感じております。



今年は、7年前に続いて2度目の仙台での「塾の日」となりました。7年前の前回と今回の間にご当地では大きな出来事がございました。東日本大震災であります。あらためまして、被害に遭われましたすべての皆様にお見舞いを申し上げますとともに、一日も早い復興とさらなる繁栄が東北の地に訪れますことを切にお祈り申し上げます。

あの震災は、私たち日本人すべてが我が事として受け止める出来事であると強く信じている次第でございます。式典の最後に本シンポジウムの実行委員会より「仙台宣言」が宣せられますが、私たち民間教育事業者の心の奥から発せられた切実な声として、皆様方の心にも是非とどめてお帰りになっていただきたく、お願い申し上げます。

1年半前に私ども協会が「公益社団法人」となったことで、組織として大きく変わったことは、公益すなわち不特定多数の者の利益の増進をその事業の大半に置くようになった

ことでございます。少なくとも私たちは、事業者の利益ということより子どもたち、親御さん、一般社会の人々の役に立つにはどのようにしたらよいか、ということ念頭に置いて活動するようになりました。



震災直後に始めました被災児童生徒支援塾もそのひとつです。被災した児童生徒の避難・転居先での学習

機会を確保するため、授業料や教材費等を減免とするなどして受け入れたのが被災児童生徒支援塾で、いまなお継続して活動を行っております。

支援塾を利用したある親御さんは、こう申されました。

「はじめは精神的に非常に不安定でした。勉強に対しても、福島県から県外へ転居したことで学校についていけるか心配していましたが、塾の友人ができてからは少しずつ精神的に安定してきました。志望校へ合格することもできて非常に喜んでいきます。将来に対する夢や希望も強く持てるようになりました。」

お言葉をいただいた時は、思わず目頭が熱くなりました。

また、4年前から大阪府大東市からの委託を受けて完全予習型授業による土曜教室の取り組みをスタートし現在に至っております。

このように学習塾が人々の役に立つ社会貢献を行う時代がすでに来ております。学習塾はすでに「社会の公器」だということがわかります。

私たちはこうした使命と責任を認識しつつ、民間教育の一翼として今後も社会のお役にたてるよう活動して参りたいと存じます。

皆さまのご指導ご鞭撻、そしてご理解ご支援のほどなにとぞよろしくお願い申し上げます。結びに、ご臨席の皆様のご多幸とご活躍を心よりご祈念申し上げます。

本日は、誠にありがとうございます。



拍手鳴り止まず！塾の日2014 in 仙台

『いま未来に、日本人の心』——あの日から3年7ヶ月。極限状況でも失われることがなかった「日本の心」を持ち続ける子どもたちを育てる決意の一日となりました！

当協会では、学習塾が社会に正しく認識され信頼されることをめざして、協会設立とともに「塾の日」を10月9日に制定するとともに、学習塾と私学・企業・消費者の皆様とともに学習を通じて未来の人材育成を図ることを社会にアピールする象徴的なイベントとして「塾の日シンポジウム」を毎年主催しています。

平成26年10月13日（月）——。

大型で強い勢力の台風19号が日本列島を縦



断しているあいにくの荒天。今年は、杜の都

・仙台が舞台となりました。JR仙台駅に隣接するホテルメトロポリタン仙台「千代の間」において午後1時30分より、塾の日シンポジウム2014 in 仙台が開催されました。

塾の日シンポジウム2014 in 仙台では、第1部・塾の日記念式典において永年にわたり研鑽を重ねて業界の信頼確保に貢献した学習塾経営者、全国読書作文コンクールの大賞並びに最優秀賞受賞の子どもたちを表彰しました。

さらに、「いま未来に、日本人の心」と題した第2部・基調講演では評論家で拓殖大学国際学部教授の呉善花氏にご講演いただきました。

そして、第3部・親睦交流会が行われました。

第1部

第26回塾の日記念式典

定刻、碓優副会長が登壇し、「大型の台風が迫っている中でこのようなたくさんの皆様方に遠方よりお越しいただき大変ありがたく存じます。それではこれより皆様の御協力のもと、塾の日シンポジウム2014 in 仙台を開催いたします。」との発声があり、今年の塾の日シンポジウムの幕が切って落とされました。

第1部は今年で第26回を数える毎年恒例の



開会の辞を述べる碓優副会長



あいさつする安藤大作会長

式典で、文部科学省、経済産業省、学習塾関係者、私学関係者、企業関係者、それに表彰をお受けになる塾生やそのご家族の皆様が続々お越しになり会場は熱気に包まれました。

第1部は蛎崎暁子実行委員の司会により進行しました。

まずはじめに、安藤大作会長が登壇し、あいさつしました。

挨拶の冒頭、まず来賓の皆様にご来駕を謝した後、開催にあたりご尽力された実行委員の皆様、地元の学習塾団体の皆様に御礼を述べました。

会長式辞については本号・前項の通りです。

学習塾講師検定のブラッシュアップなど講師の質の向上や人材育成の取り組み等を通じて業界全体の主導を期待

続いて、ご来賓挨拶に移りました。

まずはじめに、協会設立時より適正な協会運営のためにご指導いただき公益法人移行後は学習塾産業の健全な発展と信頼性確保のために親身になってご支援いただいております経済産業省より商務情報政策局サービス政策課サービス産業室より落合成年室長にご挨拶をいただきました。

「本シンポジウムが盛大に開催されますこと
をお喜び申し上げますとともに、主催されま
した公益社団法人全国学習塾協会及び関係者
の皆様のご尽力に対しまして心から敬意を表
する次第でございます。

また、本日は、永年にわたり学習塾業界の
発展に貢献され学習塾業界における自主基準
を積極的に遂行されてこられました学習塾事
業者の皆様、そして全国読書作文コンクール
で優秀な成績を収められました皆様が表彰さ
れると伺っております。心からお祝いを申し
上げます。

このたびのシンポジウムは平成 23 年に発生
した東日本大震災で大きな被害を受けた被災
県の一つであります宮城県仙台で開催されま
すことは復興支援の意味合いからも被災地の
皆様、被災された事業者の皆様にとっても重
要な意味があると考えております。経済産業
省といたしましても被災地の復興加速に向け
てお力になれるよう引き続き最大限努力して
参りたいと考えております。

さて、わが国のサービス産業は、いまや GDP
雇用の約 7 割を占め、製造業とともに重要な
産業に成長し、日本経済の牽引役として期待
される役割は大きなものがあると考えており
ます。わが国の学習塾産業の市場規模も約 1
兆円近くまでに成長し、重要なサービス産業
の一つとしてなっております。

貴協会におかれましては、昭和 63 年に社団
法人として設立されて以来、これまで、学習
塾に対する信頼性の確保や健全性の発展のた
めに学習塾認証制度の構築や個人情報保護の
推進などに加え、学習塾に通う子どもの安全
確保ガイドラインを取りまとめられるなど時
代の変遷に応じて幅広い社会的な要請に応え
重要な役割を担って参りました。

残念ながら今般教育関係事業者において極
めて多数の個人情報漏えいする事案が発生
しております。経済産業省としましては今般
の事案を踏まえまして個人情報の取扱いを巡



来賓の挨拶をする経済産業省
落合成年サービス産業室長

る問題の再発防止に向けて個人情報保護の重
要性と事業者が講じるべき具体的な措置につ
いて一層の周知徹底に取り組んでいこうと考
えております。つきましては貴協会及び会員
各社の皆様におかれましても個人情報保護や
ガイドラインの周知徹底、社内の個人情報保
護に関する管理体制等々あらためて点検して
いただき適切な対応を講じていただくようお
願いする次第でございます。

また、学習塾を取り巻く環境は最近では、
民間教育事業者に向けた国際標準が発行され
るなどグローバル化の中で民間教育サービス
や民間教育事業者の質の保証や向上に関する
関心が高まっております。また、国内的にも
消費者視点でのサービスの質が一層求められ
ております。このような状況の中で、文部科
学省と連携し貴協会にもご参加いただき、民
間教育事業者の学習のサービスの質の保証や
向上を図り事業者の情報公開を推進するこ
とを目的に、今般民間教育事業者における評価
・情報公開等に係るガイドラインを策定させ
ていただきました。経済産業省としましても
学習塾事業者のさらなるサービスの質の向上
のため本ガイドラインの普及に向けて引き続
き、貴協会はじめ関係者の皆様と協力して取
り組んで参りたいと考えておりますのでよろ
しく願いいたします。

また、学習塾業界の皆様におかれましては



学習塾サービスの質の向上を図るだけでなく、言うまでもなく国の経済活力の源泉である我が国の未来を担う子どもたちの学習を通じた人材育成を図ることは非常に重要なことでございます。

学習塾業界がその役割を果たしていくためにも子どもたちを教える学習塾講師の質の向上や人材育成が一層重要になっておりますしまた、求められているものと考えております。貴協会におかれましても学習塾講師検定を通じ学習塾講師の質の向上にいまでも取り組んでこられました。引き続きこの学習塾講師検定をブラッシュアップされるなど講師の質の向上や人材育成に取り組んで行かれることを期待しております。

また、学習塾業界の皆様におかれましては学習塾講師の方々が公立学校の授業に参加するなど公教育を補完する形での公教育と民間教育事業者との連携が進みつつあります。学習塾が活躍する場が益々広がっていることだと思います。このような中で貴協会や民間教育機関として子どもたちの教育の一端を担う学習塾の皆様は益々重要になり、今まで以上に高まっていくものと考えます。

貴協会が今後ともこうした新たな社会的要請に的確に対応され、引き続き様々な取り組みを通じて業界全体を主導していかれることを期待しております。経済産業省としましても業界の皆様と連携しつつ、今後とも学習塾業界の適正化と発展のために協力して参りたいと考えております。

最後になりますが、本シンポジウムの成功と貴協会及び学習塾業界関係者の皆様、本日もご列席の皆様のご発展とご健勝を祈念いたしまして、挨拶とさせていただきます。本日はおめでとうございます。」とお言葉を頂戴いたしました。

市町村等が行う土曜日の取り組みや中学生の学習支援、土曜学習応援団への参加等重要な役割を担う学習塾の協力を

文部科学省生涯学習政策局生涯学習推進課民間教育事業振興室の楠目聖室長にご挨拶及び土曜日の教育活動推進プランなど文部科学省事業の説明をいただきました。

「本日ここに公益社団法人全国学習塾協会の主催により塾の日シンポジウム 2014 が全国から多くのご参加をいただいて盛大に開催されますことを心よりお喜び申し上げます。

また、本日表彰を受けられる業界自主基準を遵守し推進された学習塾事業者の皆様、そして全国読書作文コンクールで優秀な成績を収めた皆様に心からお祝いを申し上げます。

本シンポジウムは学習塾が社会的に正しく認識され信頼されること、学習塾と私学・企業・消費者が学習を通じて未来の人材育成を



来賓の挨拶をする文部科学省
楠目 聖民間教育事業振興室長

図ることを社会にアピールすることを目的に毎年開催されており、今回で 26 回目を迎えると同っております。子どもたちの学校外での重要な学習環境である学習塾の活動の充実にむけた取り組みを長きにわたって継続されている全国学習塾協会をはじめ関係者の皆様のご努力に対しまして、深く敬意を表します。

さて、本日は、この機会に文部科学省の取り組みについてご紹介をさせていただきたいと思ひます。文部科学省におきましては、子どもたちの土曜日をより豊かで有意義なものにするために、学校・家庭・地域の三者が連携し、役割分担しながら多様な教育活動の充実に取り組む「土曜日の教育活動推進プラン」を推し進めております。

全国的には今年度土曜日の取り組みが 4 割の学校区で実施される予定となっております。今年度から新たに土曜日の教育活動に積極的に取り組む市町村や学校を応援する補助事業を開始してありまして全国約 5000 の学校区で取り組みが進められております。プログラムの内容についても教科に即した発展的学習、補習的学習、キャリア教育など様々なものが提供されておりまして学習塾関係者の皆様に御協力いただいている例も相当数あるものと考えております。全国学習塾協会の皆様におかれましてはすでに以前から自治体の委託を受けて土曜日に小中学生に学習機会を提供する事業を実施されていると承知をしていますが、このような民間教育事業者と自治体・教育委員会とのマッチングをより促進するため、文部科学省といたしましても土曜学習応援団のホームページを新たに設けるなどの取り組みを今年度から進めているところでございます。さらに来年度からは学校支援地域本部を活用しまして学習塾の方をはじめとする地域の方々の協力によって中学生を中心に学習支援を行う新規事業も予定をしております、平成 27 年度概算要求にも盛り込んでい

団体との連携による学力向上のための土曜日の学習機会の提供事例
 ～土曜日に児童・生徒のための学習の場を開設！
 学習機会の拡充を図る～

大阪府大東市
 (市単独事業)

取組の概要

- 平成22年度から学力の向上と自学自習力を高めることを目的に、大東市独自の事業として開始
- 実施については公益社団法人全国学習塾協会に委託。同協会より派遣される塾講師が指導及び年間カリキュラム作成を担当
- 青少年教育センター(市内2ヶ所)・市民会館の計3ヶ所で開設
- 毎土曜 日実施(平成25年度 44回実施予定)

取組内容

【小学生クラスの授業風景】

【小学4・5・6年生ゼミ】

- ・対象...市内公立小学校(12校)に通う
- 4, 5, 6年生児童(※学年ごとに実施)
- ・実施時間...1コマ(50分)
- ・科目...算数
- ・受講料...1,000円/月
- ・教材費...1,100円/年間

※ 受講生が生活保護法の規定による生活扶助および就学奨励制度を受けている場合は、受講料を免除

【中学生ゼミ】

- ・対象...市内公立中学校(8校)に通う
- 1, 2, 3年生生徒(※学年ごとに実施)
- ・実施時間...2コマ(50分×2コマ)
- ・科目...数学・英語
- ・受講料...2,000円/月
- ・教材費...2,200円/年間

実施の状況(平成25年度 申し込み状況)

- 小学4～6年生...206名 (大東市の小学生の6%)
- 中学1～3年生...144名 (大東市の中学生の4%)

土曜学習応援団について

「教育はすべて子どものためである」といふことを、
 文部科学省の土曜学習応援団特設HP...各企業等の取組を
<http://doyo.mext.go.jp> 紹介しています。

平成26年10月7日現在の賛同企業・団体(敬称略) >

賛同数：91社・団体
 アフトラック、花王、カシオ計算機、キッコーマン、ゼンショー、携保ジャパン日本四国ホールディングス、ダスキン、凸版印刷、ニチイ学館、野村ホールディングス、パナソニック、ひあ、チームスマイル、三菱商事、日本経済団体連合会、日本貸切会、全国信用金庫協会、日本証券業協会、日本PTA全国協議会、全国高等学校体育連合会、ガイブスカット日本連盟、全国子ども会連合会、日本レクリエーション協会、日本舞踊協会、日本歌学連合会、日本ニュース時事能力検定協会、全日本ピアノ指導者協会、武生演劇会、おやじ日本、日本学生社会人ネットワーク、危険学プロジェクトグループ8 等

※の地：約120社・団体と交渉中

ろでございます。地域の教育力として重要な役割を担っておられる学習塾の皆様方におかれましては市町村等が行う土曜日の取り組みや中学生の学習支援へのご協力、また土曜学習応援団への参加等につきまして引き続きご理解ご協力をお願いいたします。

地域の方々による学校支援や学校と学習塾との連携について学校側の意識も変化してきているところでございます。こうしたことは社会全体で子どもたちの教育を支えていくことがより強くもとめられているひとつの表れではないかと考えているところでございます。このような中で学習塾の皆様方におかれましても子どもたちの教育の重要な一翼を担っているという立場で我が国の社会全体の教育力の向上を図っていく上でのお力添えをいただくことを期待しております。結びとなりますが、本シンポジウムの開催にご尽力されました公益社団法人全国学習塾協会の安藤会長はじめ関係者の皆様のご努力に対しましてあらためて敬意を表しますとともに、学習塾のご発展と皆様方の益々のご活躍を祈念いたしま

してお祝いの言葉とさせていただきます。』

社団法人から公益社団法人に— 塾の先生方の熱い思いをもっと高め てみんなで盛り上げていきたい

続いて学習塾団体を代表して全国学習塾協同組合理事長の森貞孝様よりご挨拶をいただきました。

森氏は「いまから3年7ヶ月前、2011年3月11日に私はたまたま東京の練馬区におりました。突然2時過ぎの大地震がありました。私たちは東日本大震災に遭って日本はこれほど災害に面と向かい合うところにある国だとあらためて感じました。そして仙台をはじめ東北の方々が起こした行動が世界中の国々から賞賛されたということが非常に心に深く響きました。

先日、文部科学省で小学校で英語が本格導入されることを踏まえて韓国の英語教育を視察に行つて参りました。そこでソウル市にある公立の初等学校を訪問したのですが、玄関に入って階段を上つて2階のちょうど正面にあたることに大きなツリーがありました。そのツリーに子どもたちが書いた言葉がついてありました。これは何ですかと伺いましたら、これはうちの子どもたちが日本の東北地方で震災に遭つた子どもたちに励ましの言葉を書いたものです、と言われました。私はびっくりいたしまして校長先生にお礼を申し上げました。私たちは自分たちのことだけではなくて世界中から東日本大震災に対していろいろな形で目を向けられていると思つていました。

本日は「塾の日」でございます。塾の日とはもともと塾が地域のために何をしたらよいか、民間の教育機関としてどういうことができるのかということを実際に考える場でございますが、それだけではなくて地域のため、あるいはこのような大震災が起きたときにど



来賓の挨拶をするAJCの森貞孝理事長

うやって役に立つことをしたらよいかを考える機会だと思います。塾の先生方が被災者や避難所に対していろいろな努力をしてきたことを東北の塾の先生方から伺いました。そういう努力をされている方々がたくさんいらっしゃいます。日本のため、東北のためにがんばっているこの協会があつて、その協会を中心にまとまっているからだと思います。26回の「塾の日」の間に様々なシンポジウムが開かれ、それぞれに研鑽し、本日ここに公益社団法人という形になってさらに大きくひろがろうとしています。心からお喜び申し上げますとともにこれからも社会のためにできるために尽くしていかなければいけないとあらためて感じました。公益社団法人全国学習塾協会会長様はじめ役員の方々に心からお礼を申し上げますと同時に今後ともかンばつて下さいと励ましの言葉をおかけいたしまして挨拶に代えさせていただきます。本日はおめでとうございます。」

学習塾に学ぶ子どもたち、そして先生の努力におめでとう!!

自主基準遵守塾／全国読書作文コンクール優秀作品表彰

続いて、いよいよ本式典の主役ともいえる皆様の登壇となりました。

まずはじめに、学習塾事業者の皆様を対象に送られます自主基準遵守塾表彰です。

平成13年5月に特定商取引に関する法律が施行されました。現在、学習塾と顧客の契約・取引に関わる中心的な法律となっております。この法律施行に先立ちまして、当協会ではこの法律に準拠する自主ルールを策定いたしました。それが「学習塾における事業活動の適正化に関する自主基準」です。その後、法律改正や新法制定にともない幾度かの改正を行うとともに、法律遵守や子どもの安全対策を積極的に遂行する事業者には認証マークを付与する学習塾認証制度を行ってまいりました。また、個人情報保護に十分な措置を講じている事業者にはプライバシーマークの付与、法律等の知識を十分に有し適正な顧客窓口対応及び社内研修のできる人材に法務管理者資格の付与などを行っています。

当協会では本年度においてこのような認証取得の取り組み等を通じて自主基準遵守が最も顕著であった事業者の皆様を塾の日記念式典の場をかりまして表彰いたします。

自主基準遵守塾表彰をお受けいただきます学習塾事業者は次の通りです。

[50音順・敬称略]

I N G進学教室 (東京都青梅市)

英進館 (福岡県福岡市)

創英ゼミナール (神奈川県平塚市)

田中学習会 (広島県広島市)

憐中萬学院 (神奈川県横浜市)

東日本進学会 (神奈川県秦野市)

※全事業者とも学習塾認証取得、プライバシーマーク取得、従業員が学習塾法務管理者を取得

自主基準遵守塾表彰を受けられます6事業者を代表いたしまして当日は、東京都・I N G進学教室様、福岡県・英進館株式会社様が登壇され、安藤会長より表彰状を授与されました。



コンプライアンスに優れた事業者を顕彰する
自主基準遵守塾表彰

式典は、経済産業省・文部科学省・公益社団法人読書推進運動協議会・一般財団法人出版文化産業振興財団、朝日新聞社、朝日学生新聞社のご後援を得て行われております第24回全国読書作文コンクールの優秀者表彰に移りました。この日にあわせ、遠方にも関わらず、岡山や広島などから御家族とご一緒にご出席いただきました。

まずはじめに、小学生の部の表彰を行いました。

最高賞である大賞を受賞されました宮城県の小学6年、菅井真南人くんには表彰状、記念盾、賞品を授与いたしました。

続いて、最優秀賞の表彰に移りました。最優秀賞を受賞されました宮城県の小学3年、寺久保真希さん、宮城県の小学4年、吉野愛里珠さん、宮城県の小学5年、阿部紘季くん、岡山県の小学6年、枝木颯佑くんには表彰状、記念盾、賞品を授与いたしました。

続いて、中学生の部の表彰に移りました。大賞を受賞されました宮城県の中学2年、吉野愛海里さんには表彰状、記念盾、賞品を授与いたしました。

次に、最優秀賞を受賞されました岡山県・の中学1年、西谷綾華さん、広島県の中学2年、國清彩さん、宮城県の中学3年、箱島平和くんには表彰盾と表彰状、記念品を授与いたしました。



全国読書作文コンクールで栄えある大賞・最優秀賞を受賞した皆様

会場からは大きな拍手が沸き起こりました。制服姿もさわやかな受賞者のみなさんが登壇、整列し記念撮影となりました。

読書で心を育てる—未来を担う子どもたちが心豊かに育っていくことを願ってやみません！

表彰の後、司会の蛸崎暁子委員が今年から務める協会の読書作文コンクール推進プロジェクトリーダーとして登壇し、読書作文コンクール推進企画「読書で心を育てる」をテーマにご講話いただきました。

「今年度よりこの役を仰せつかりまして微力ながらコンクールの発展に貢献できたという思いで活動して参りました。その中でなんと言っても多くの皆様に協賛の御協力をいただきましたこと心から感謝申し上げます。い

ただきました協賛金はすべてコンクールの運営に充てられます。来年以降もぜひご協力いただきますようよろしくお願い申し上げます。なぜならこのコンクールが子どもたちの心を育てるきっかけになると思うからなのです。私どもの塾は平成13年から全国読書作文コンクールに参加しておりましてそれがきっかけで〈読書の時間〉を作りました。対象図書だけではなくて本棚にぎっしり並んだ物語を子どもたちは片っ端からむさぼるように読んでいます。続きが読みたくて次の週に早く塾に来る子が結構います。1クラス30人くらいの講座では物音一つしないほど静かに読書に集中しています。読書に夢中になっている子どもたちの真剣な顔を見ていると感動すら覚えます。読書のよさを挙げたらきりがありません。漢字、言葉を覚えます。語彙が増えます。表現力や読解力がつきます。集中力も養われます。そういったものが姿勢

のよさにつながっていきます。それらがすべて学習につながっていくわけです。でも私はそんなことを言いたいのではなく、一番は『心が育つ』ということなのです。読書の数だけ物語の数だけ主人公と心を重ね合わせる。そしてくじけない心、あきらめない心、思いやる心、正義感、夢、希望、勇気一様な心が芽生えてきます。継続することによってしっかりと根付いていきます。それこそが子どもたちにとっての宝物ではないでしょうか。そしてここで私からのご提案です。読むだけでは終わらないで、ということなのです。もう一步前進して読んで感じたことを文章にしてみるということです。それは自分自身と向き合うことにつながります。文章を書くには当然、考えなければなりません。考えて考えて、考える。ひたすら考える。その時間こそが実は子どもたちにとってはとても必要な時間だと思うのです。そういう時間があるからこそ成長につながっていくと考えます。よく保護者の方から『ウチの子は作文をどう書いて良いのかわからない。』という相談を受けますが、それは書けないというよりはきっかけがつかめないだけなのだと思います。本を読んで感じたことを文章にすれば読書作文になります。たとえば〈不思議だな〉〈いい言葉だな〉〈同じようなことを経験したことがあるぞ〉などきっかけはいろいろありますね。読書感想文ではなく読書作文コンクールであることの良さは、もちろん感想文でもよいですし、手紙



読書が子どもたちの心を育てると話す蛭崎暁子氏

文でもよい、詩でもいいのです。形式にとらわれない広い受け皿で子どもたちの作品を待っている点なのです。

読書を続けることで子どもたちの心が本当に豊に育っていきます。一生懸命考えながら書くことで子どもたちは確実に成長しています。未来を担う子どもたちが心豊かに育っていくことを願ってやみません。どうぞ先生方、子どもたちの背中を上手に押してあげてください。」

講話の後、大賞を受賞した小学 6 年、菅井真南人くん実際に作品を朗読して披露いただきました。澄み切った凛とした声が場内に響き会場からは大きな拍手が送られました。

第24回全国読書作文コンクール優秀作品は、協会ホームページで見ることができます。

新人講師や経験の少ない講師が目指す人材とは何かを示す! 講師検定が目指すものは何か?

続きまして、当協会が実施する学習塾講師検定事業に関して「講師検定のめざすもの」と題して仙台白百合女子大学人間学部教授の山口栄一氏よりご講話いただきました。

山口教授は、2006 年より学習塾講師検定制度の構築及び高度化に座長ならびに委員としてご尽力いただき学習塾講師検定制度の基盤を作られました。専門分野は「教育の方法・技術」。主な研究テーマは、授業のデザイン、算数教材の開発、学習困難の理解と支援。

山口教授の講話はスライド資料を使いながら明瞭に進められました。

「学習塾講師検定は 6, 7 年前にスタートしましたが必ずしも順風満帆ではありませんでした。講師検定開始時に多くの疑義がありました。塾の性格、塾の目指すものはそれぞれ



講話する仙台白百合女子大学・山口栄一教授

違うのではないか。こうした検定にどうした意味があるのか。いまでもそういう議論はあります。私たちはその議論の中で次のようなことを考えました。塾の目指すものはそれぞれ違う——それらはベテランの先生方が体現しています。反対に、もし新しく入ってくる人たち、あるいは経験の少ない人たちにとってそれは何なのかと考えていくと、実はそこには大きな共通のものがあるのではないかと確認しました。私たちは塾の完成された人材を目指すのではなくてこれから養成していく人たちのことを考えていこうということでした。そのことは塾だけではなくて私は小学校養成課程に携わっていますが、そこでも共通のことなのです。」と、学習塾講師検定の前提をお話しされた後、〈塾講師初心者の知っておくべきこと〉〈ティーチング、コーチング、カウンセリングの違い〉〈集中・持続力



塾の日シンポジウム仙台宣言を読み上げる
大沼信雄実行委員長

→成果→自己肯定感→やる気、というサイクル)〈講師技能の発達モデル〉〈周回の参加と十全の参加〉などをわかりやすくご説明になりました。詳しくは次号でお届けする予定です。

自律の心と他者への思いやりを失わなかった被災地の人々に誇り—高らかに「仙台宣言」!!

塾の日シンポジウム 2014 の舞台・宮城県は岩手県、福島県などともに東日本大震災の被災地です。東日本大震災から 3 年半。復興は未だ道半ばです。被災地の学習塾は多くの方々から受けた支援に感謝し、震災の記憶を風化させず、広く後世に伝えなければなりません。きょうこの日を再生への誓いを共有する日としたい—。その思いを込めて東日本大震災被災地の映像を音楽とともに視聴いただきました。音と映像をバックに塾の日シンポジウム 2014 実行委員長で協会北海道・東北支部の大沼信雄支部長が登壇し「仙台宣言」を宣しました。仙台宣言の全文は次の通りです。

「いま未来に、日本の心」

マグニチュード 9.0、未曾有といわれる東日本大震災は、岩手、宮城、福島三県をはじめとする東日本太平洋沿岸の地域社会に、壊滅的ともいわれる深刻な被害をもたらしました。同時に起こった福島第一原発事故により、私たちは地震と大津波そして人類史上最悪の原発事故と、文字通り三重苦を背負っています。

あの日から三年七ヶ月。街は見事に復興したかに見えるものの、津波、原発地域に目を転ざると、地域社会の深刻さは、むしろ深まっているかのようでさえあります。残った人

たちはその中であってなお、悲しみを乗り越え、前に進むべく復興への努力をなしています。

大切な子どもたちを預かる私たち学習塾は、第一に、私たちの管理責任下における時間帯にも起こりうる事として危機管理を想定し、この震災が残した幾多の教訓を忘れてはなりません。日頃ともすれば忘れがちな地域社会の絆に支えられた共助の心が、震災の直後に大きな力を示したこと。全国各地から巻き起こった新しいボランティアや支援の動き。公助の展開では、全国企業の支援展開や自治体の相互協力、そして短日のうちに被災地支援に全国展開を成し遂げた自衛隊の存在は特筆に値するものでありました。そして何よりも、極限状態の中であってなお、自立の心と他者への思いやりの心を失うことがなかった被災地の人たちが示した日本人の心を私たちは誇りに思うものであります。

全国の学習塾の仲間から寄せられた被災地の子どもたちと被災塾に対する多大なるご支援に感謝申し上げ、震災の経験を後世に引き継いでいくことをここでお願い申し上げます。

私たち学習塾は、二十一世紀を生きる日本の子どもたちを育てる教育の一端を担っているものと自負するものです。二十一世紀の世界は経済的にはますますグローバル化し、通信や技術の発展によって、まさに地球は一つとなりつつありますが、現実の世界は、国家間の利害対立や様々な異文化が対立を深め、激化しているようにさえ見え、私たちは、有効な出口をいまだ見い出せないままに置かれています。日本の子どもたちは、この現実を生き抜く力を持たなければならないのです。

私たち学習塾は、子どもたちのより高い学習能力を育てるとともに、極限状況の中でも失われることがなかった「日本の心」を、未来に向けて持ち続ける子どもたちを育てていくことを決意し、これを以って、塾の日シン



閉会の辞を述べる岡田保雄副会長

ポジウム仙台宣言といたします。

宣言が終わると、会場からは割れんばかりの大きな拍手が送られました。

第1部・塾の日記念式典の最後に、岡田保雄副会長が登壇して閉会の辞を述べました。

第2部

基調講演

第2部は、基調講演に評論家で拓殖大学国際学部教授の呉善花(オ・ソンファ)氏をお招きし、「いま未来に、日本人の心」と題し講演を行いました。どう日本は進むのか？どう子どもたちを育てたいのか？土台をもう一度見つめ直し、未来への原動力にしたい。その答えがそこにあったのか——。第2部の詳しい模様は次号で掲載いたします。

第3部

親睦交流会

第2部終了後、会場を隣り「千代の間(南)」に移して、午後5時30分——。会場は、テーブルに新鮮な食材を交えた料理が並べられ、第3部・親睦交流会懇が開かれました。



鏡割り・大抽選会に歓声！エンディングは歓喜——また会う日まで、塾の日グランドフィナーレ！来年は京都で！

塾の日シンポジウム2014 in 仙台スタッフのみなさんご尽力ありがとうございました！！

実行委員長 大沼 信雄
副実行委員長 神野 紀子
副実行委員長 安藤水無子
副実行委員長 福田 誠

副実行委員長 小野寺和行
副実行委員長 渡辺 稔
統括責任者 村川 隆
財務責任者 鈴木 重夫

実行委員会委員

金谷 暢彦	渡部 信雄
三上 明	鈴木 彰
佐々木伸一	田中 仁
小松 佳子	木皿 圭一
菊池 茂	畠山 明
菅原 荘	木村 成夫
大野 直樹	佐藤 伸一
土門 祐	大沼 妙子

葛西 敬	白藤 隆士
荒木 健吾	沼田 一夫
後藤かおる	後藤 勝則
矢吹 正佳	木村 強行
高橋 裕司	丹治 美香
小川 明美	伊藤 順弥
吉田ミヤ子	石川不二夫

ほか北海道・東北支部有志、その他の皆様

採録！続「国家検定を目指す意義は」

学習塾を含む対人サービス4業種の業界検定構築の取り組みをバックアップ！雇用労働問題と大きく連動する塾講師の能力評価制度を専門家が読み解く、前号に続く後編です！！

厚生労働省は、平成26年度より2カ年計画で、学習塾業界を対象に業界検定スタートアップ支援事業に着手することとなりました。

当協会は当該事業の事業主体に選定され、学習塾講師検定を厚生労働省認定の業界検定への高度化に向けてスタートを切りました。

去る平成26年6月8日（日）開催した特別セミナー『学習塾講師検定』における国家検定を目指す意義については、三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社研究員・田口壮輔氏を講師にお招きして、学習塾講師検定における国家検定を目指す意義などについて、多角的に考察してわかりやすくご講演いただきました。前号に続く後編です。

以下、当日の様様を講演録の形で抜粋・編集してお届けします。

業界検定が国家検定を目指す意義

三菱UFJリサーチ&コンサルティング(株)

経済・社会制作部 研究員 田口 壮輔

国家検定を目指す事にどういった意義があるのか？メリットがあるのか？についてご説明致します。

検定があることの効果についてまとめております。ひとつ目として、「講師の方の社会的地位の向上」を挙げております。学習塾の講師の方の能力・質というのは、学校の先生よりもわかりやすいという評価が、世の中一般の認識としてあると思いますが、具体的な資格ですとか免許があるわけではないので、それを客観的に示す物がないという状況。こうした検定等で能力・質を客観的に評価・担保できる、証明できる事によって、講師の方の社会的な地位が向上していく事が期待されます。

2つ目の効果として、労働者の方の目線になります。講師の方の処遇向上というのが期待されています。人事評価にあたって、講師の方一人一人の能力や質を測ることは難しいと思いますが、ひとつの判断材料として、この検定が使えると考えられます。講師の方の目線についても、自分の能力が上がっていることをきちんと客観的に証明して、処遇を改善させることに活用できると期待されます。

3つ目として、採用や連携先選定の判断の参考になるということです。新たな講師を採用する時、全く知らない講師の質を測るひとつの材料として活用できると考えられます。また、転職活動をする講師にとっても自分の能力をアピールするために使えるであろうと考えられます。

4つ目のメリットとしては「対外的アピール」です。自社の講師の能力・質を顧客の方にアピールするにあたって活用できます。技能検定においても多くの会社が「当社では○

3. 国家検定を目指す意義

業界検定の効果

■ 業界検定として、以下のような活用方法が想定される。

■ 講師の社会的地位の向上	✓ 客観的な資格として、講師の能力や質を証明することができる。
■ 講師の処遇向上	✓ 人事評価にあたって、講師の能力や質を測る1つの材料として活用できる。また、講師側としても自身の能力や質を証明し、処遇を向上させるために活用できる。
■ 採用や連携先選定の判断の参考	✓ 採用時において、求職者の能力や質を測る1つの材料として活用できる。また、講師側としても自身の能力や質をアピールするために活用できる。その他、連携先を選定する際にも活用できる。
■ 対外アピール	✓ 自社の講師の能力や質を顧客等にアピールする際に、その証明として活用できる。

Mitsubishi UFJ Research & Consulting

人の技能士〇級の者がおります」といったことをアピール材料として公表しているといった例が多々見受けられます。

3. 国家検定を目指す意義

国家検定の効果

- さらに国家検定となった場合、以下のような効果が期待される。
- 信頼性の向上
 - ✓ 国家資格として認定されることで、資格に対する信頼性がより一層向上し、対外的なアピール等の効果が高まることが期待される。ただし、国家検定化のために信頼性を向上させる努力も必要である。
- 公益性の向上
 - ✓ 国家資格と認定されることで、検定の公益性が高まり、受験者数が増加することが期待される。ただし、国家検定化のために公益性を向上させる努力も必要である。
- 公的教育機関との連携における活用
 - ✓ 学習塾業界として、公的教育機関との連携が課題であるが、国家資格として認定されることで、検定の公的教育機関に対する訴求力が高まることを期待される。

そうした検定があつて、国家検定となることによってどういった効果があるのかということをもとめました。

ひとつには「信頼性の向上」というのが挙げられます。国家検定として認定されることによって資格に対する信頼性が一層向上しますので、たとえば対外的なアピールをする時にあたってその効果が一層高まることを期待されます。

2つ目として「公益性の向上」です。国家検定として認定されることによって、公益性が高まるので、業界団体以外からの受験もしくは業界以外の方の受験というものが増えてくることが期待されます。ただ、「信頼性の向上」「公益性の向上」について留意していただきたい点として、国家検定になるから自動的に信頼性や公益性が向上するという事ではなくて、業界検定の段階からこうした信頼性・公益性というのを向上させていく事によって、はじめて国家資格と認定されます。国家検定任せにするのではなく、業界検定の段階から信頼性・公益性が高いものにしていかなければならないという事もあります。

最後3つ目については、具体的な効果ですが、公的教育機関との連携というのが、近年増えているかと思いますが、学校側に講師の方の質・能力を評価するにあたって、国家検

定として国家資格がある事によって、訴求力が一層高まるという事が期待されます。

3. 国家検定を目指す意義

国家検定の活用事例(技能検定)

技能検定とは

- 技能検定は、「働く人々の有する技能を一定の基準により検定し、国として証明する国家検定制度」です。技能検定は、技能に対する社会一般の評価を高め、働く人々の技能と地位の向上を図ることを目的として、職業能力開発促進法に基づき実施されています。
- 技能検定は昭和34年に実施されて以来、年々内容の充実を図り、平成25年4月現在114職種について実施されています。技能検定の合格者は平成23年度までに399万人を超え、確かな技能の証として各職場において高く評価されています。
- 技能検定は、国(厚生労働省)が定めた実施計画に基づいて、試験問題等の作成については中央職業能力開発協会が、試験の実施については各都道府県がそれぞれ行うこととされています。
- 技能検定には、現在、特級、1級、2級、3級に区分するもの、単一等級として等級を区分しないものがあります。
- 試験は、検定職種ごとに実技試験及び学科試験が行われます。試験内容は、国の定めた試験基準に基づいています。

技能検定とは、国として技能士の方の能力を証明する国家検定制度であります。これは技能士に対する社会一般の評価を高め、働く人々の技能と地位の向上を測る事を目的として整備されたものです。主に「ものづくり」分野が対象職種になっていますが、現段階で114職種がこの技能検定の中の職業として認定されていて、資格試験が毎年実施されているという状況です。等級は講師検定よりもやや多い区分となっており、特級・1級・2級・3級という区分に分かれております。この試験については、実技試験と学科試験と2つが行われておりますが、学科試験においても「技」に関わるような部分においても、評価されています。例えば、ものづくりの技術者で、特に機械を使って何かものづくりをするような職業分野の方ですと、機械の仕組みなどに関する学科の試験が実施されているという状況です。そうした機械のしくみ等を試験で実施する事によって、技術者の方の間で共通理解・共通言語が促進されて、技術者の中でのコミュニケーションが活発になるという効果も見られるという状況です。最後のポイントとしまして、試験内容については国の定めた基準に基づいて実施されています。

具体的な職種ひとつ挙げて、その動向・効果を紹介させていただきます。ファイナンス



参考:名称独占資格

■ 名称独占資格	<ul style="list-style-type: none"> ■ 資格を保有していなくても、当該業務に従事することが可能であるが、当該資格保有者のみ、その資格名称を名乗ることができる。 ■ 法令で資格を保有していない者が、その資格名称を名乗ることを禁止されている。類似する名称を名乗ることも禁止されている。 ■ 例としては、調理師や技術士等があげられる。
■ 業務独占資格	<ul style="list-style-type: none"> ■ 資格を保有する者のみが、当該業務に従事することが、法令により定められている。 ■ 例としては、会計士や弁護士等があげられる。

ャル・プランニング技能士の事例になります。

ファイナンシャル・プランナーと最近良く耳にする職業であると思いますが、技能士・技能検定として認められたのは 2002 年度からです。比較的新しく技能検定に認定されたものについては、国が運営等全て実施するというのではなく、国が特定の指定機関を定めて、その指定機関が検定を運営するといった仕組みが多くとられています。このファイナンシャル・プランナーについても財団法人ですとか NPO 法人が指定機関として認定され、資格の運営等を実施しているという状況です。効果として、2つの点に着目していただきたいのですが、「受験者数の拡大」「国家資格としてアピールすることができる」の2点になります。この検定については、2002 年度から国家資格として認められたものですが、図表において (3 級資格取得者数) 2002 年度の国家検定認定化から急激に資格取得者数が増えています。また、個々の方がファイナンシャル・プランニング技能士の試験に合格すると、国家検定であるこの資格をとった者でありますという事を名刺・特別なカード発行等の形で顧客に対して、もしくは所属する塾等に対してアピールすることができます。実際に企業でも、「当社ではこうした技能検定をクリアしたファイナンシャル・プランナーがたくさんいます」といったことのアピールがなされております。

「名称独占資格」と「業務独占資格」につい

て紹介させていただきます。

今回、業界検定で提供される、認定される資格については、「名称独占資格」になります。

「名称独占資格」とは、例として「調理師・技術士等」が挙げられます。調理師については、この資格を持っていなくても調理の仕事に就くことは出来ますが、〈調理師〉を名乗ることは出来ないといった類いの資格です。資格を所有していなくても、当該業務に従事することができるのですが、その名称を名乗ることはできません・禁止されています、という資格を「名称独占資格」といいます。今回、業界検定の中で認定される資格についても「名称独占資格」になります。

一方、「業務独占資格」は免許等の概念に近いと思いますが、この資格がないとその業務に従事することが禁止されているという類いの資格です。例としては、「会計士・弁護士等」が挙げられます。

技能検定について実施された調査の一部を紹介します。技能士を雇用している企業の方を対象としたアンケートの結果ですが、「技能検定・技能士資格について、どういった評価をしていますか?」と問うたアンケートです。色々な項目に対して回答いただいているが、「貴社の競争力を支えることに寄与しているもしくは貴社の技能者の人材育成に寄与している」、「対外的にアピールできる」といった項目について、「技能士は確かに役立っている」「評価できる」という回答が多かったです。

例えば、技能検定の使い方として、特に3級や下位の等級の場合、新人研修を会社の中で実施する時にその目標に掲げるといった使われ方がされております。会社の中では技能検定取得に対して、様々な支援がなされておりました。受験合格のための研修会を開催したり、資格取得するための費用を会社で一部負担するといったことがなされております。「対外的にアピールできる」といったことも技能士の資格が役立っているという声が多かった状況でした。

もうひとつアンケートですが、「実際技能検定というものをどういったタイミングで使っているのか？」と問うた質問です。

「中途採用で判断する時に、求職者が技能検定の資格を持っていることを評価するか否か？」という問いに対して、5割強の事業者が、求職者が技能検定合格者であるということの評価していると答えております。

「取引先を選定する時、取引先にそういった資格を持っているかどうかを重視しているかどうか？」という問いに対して、4割強の事業者が技能検定合格者を重視していると答えております。

この技能検定においても、国家資格となる

ことによって十分に評価される・十分に活用される資格となっている状況です。

業界検定スタートアップ支援事業についてまとめます。

この事業は、あくまで業界団体の方が自主的に検定を策定していく。それを国としてバックアップする事業で、国としてこうすべきだ、という方針がガチガチに固められているものではありません。これからこの事業を2年かけて実施することになりますが、この2年間かけて、どういったものがこの学習塾にフィットしているかを、実務家や有識者を交えた検討会で熟議しながら作り上げていくものです。ですから何かご意見があれば積極的に事務局までお伝えいただければと思います。また、検討を進めていくにあたって、事業者へニーズ調査といった形で「アンケート調査」「ヒアリング調査」を実施させていただくこととなりますので、その際には、忌憚のないご意見をいただくと共に、ご協力いただけるようお願い申し上げます。

本日はご清聴いただきありがとうございます。ありがとうございました。

改正景品表示法12月施行！注意点は？

食材の虚偽表示を契機に景品表示法が今年6月改正、12月に施行！学習塾を含む事業者が行うべき取り組みが義務化され、その具体的事例が公表。事業者が講ずべき表示等の管理上の措置とは？

平成26年6月、景品表示法の改正が成立し、12月1日に施行されます。景品表示法とは、不当表示等から消費者の利益を保護するための法律です。不当表示に関して、学習塾業界では「優良誤認」（法第4条第1項第1号）や「有利誤認」（法第4条第1項第2号）が比較的關係があります。たとえば「大学合格実績No.1」と表示していたも

のがカウントの仕方が他と異なる方法で数値化されていて適正な比較ではなかった場合は競争事業者のものより著しく優良として「優良誤認」となり得ます。また、「体験授業無料」と表示していたものがテキスト代が別途かかったりした場合は実際のものよの著しく有利として「有利誤認」となり得ます。



このたびの改正後の景品表示法は第7条第1項により、事業者は「不当な景品類の提供及び表示を防止するために必要な措置」を講ずることが義務付けられることとなりました。

事業者にとって“義務化”ということですので、講ずべき必要な措置について以下の通りまとめました。

まず、対象となる「事業者」とは誰か。

☞ **自塾の供給する商品またはサービスについての一般消費者向けの表示をする事業者です。表示等を行っていない事業者に対して措置を求めるものではありません。**

では、事業者が講ずべき表示等の管理上の措置の内容とは何でしょうか。

☞ **全部で7つあります。**

- 1 景品表示法の周知・啓発
- 2 法令遵守の方針等の明確化
- 3 表示等に関する情報の確認
- 4 表示等に関する情報の共有
- 5 表示等を管理するための担当者等を定めること
- 6 表示等の根拠となる情報を事後的に確認するために必要な措置を採ること

7 不当な表示等が明らかになった場合における迅速かつ適切な対応

これら7項目は義務として大切な指針なので少し意識してみましよう。

- 1 景品表示法について社員教育をしましよう
- 2 法令遵守の方針(ポリシー)を定めて、公表しましよう
- 3 表示したものについて根拠となる情報を確認しておきましよう
- 4 表示したものについて根拠となる情報を社員全員が知っておきましよう
- 5 自塾の表示に関して監督権限をもち専門知識を有する担当者を決めておきましよう
- 6 広告等で表示している間、その客観・合理的なデータを揃えておきましよう
- 7 何かあったときに備えて対処できるシステムを作っておきましよう

以上ようになります。

消費者庁ではすでに、web サイトでも「事業者が講ずべき景品類の提供及び表示の管理上の措置についての指針」や「事業者が講ずべき表示等の管理上の措置の具体的事例」を掲載して誰でも見られるようになっています。

事業者が講ずべき表示等の管理上の措置の具体的事例としてほんの一例ですが掲載いたします。

1 景品表示法の周知・啓発の例

- ・ 朝礼・終礼において、関係従業員等に対し、表示等に関する社内外からの問合せに備えるため、景品表示法の考え方を周知すること。

2 法令遵守の方針等の明確化の例

- ・ 法令遵守の方針等を社内規程、行動規範等として定めること。

- ・パンフレット、ウェブサイト、メールマガジン等の広報資料等に法律遵守に係る事業者の方針を記載すること。

4 表示等に関する情報の共有の例

- ・ 社内イントラネットや共有電子ファイル等を

利用して、関係従業員等が表示等の根拠となる情報を閲覧できるようにしておくこと。

6 表示等の根拠となる情報を事後的に確認するために必要な措置を採ることの例

・ 表示等の根拠となる情報を記録し、保存しておくこと。

7 不当表示等が明らかになった場合における迅速かつ適切な対応の例

(1) 事実関係を迅速かつ正確に確認する例

・ 表示等管理担当者、事業者の代表者又は専門の委員会等が、表示物・景品類及び表示等の根拠となった情報を確認し、関係従業員等から事実関係を聴取するなどして事実関係を確認すること。

(2) 不当表示等による一般消費者の誤認排除を迅速かつ適正に行う例

・ 一般消費者に対する誤認を取り除くために必

要がある場合には、速やかに一般消費者に対する周知及び回収を行うこと。

(3) 再発防止に向けた措置の例

・ 関係従業員等に対して必要な教育・研修等を改めて行うこと。

これらは、あくまで具体的な取り組みを例示したもので、事業者の規模によって取り組みのレベルも異なることが想定されます。

事業者が講ずべき景品類の提供及び表示の管理上の措置についての指針が法律から紐付けの形で明文化されたことで、これまで運用されてきた不当表示に対する措置命令とは別に、法第7条に基づく行政指導が行えるようになる点で、学習塾事業者のみならず十分な留意が必要となるでしょう。

JJA インフォメーション



消費者が安心してサービス利用していただくための信頼マーク。第三者評価「学習塾認証」のご活用を！新規後期申請は11月20日締切です！

平成26年9月2日に協会事務局において、学習塾認証判定委員会が開催されました。同委員会では、学習塾認証基準に基づき、新規申請3社、更新申請10社のうち13社(申請受付期間同年4月1日～5月31日)について審議され、全員に学習塾認証が付与されました。協会 web サイトをご覧ください。

現在、今年度後期の申請期限を新規の方のみ11月20日まで延長しており、付与決定は平成27年2月初旬です(更新申請は平成26年10月31日受付終了)。来年度につきましては、前期申請期間が平成27年4月1日から同年5月31日までで、付与決定は同年9月初旬になります。



子どもたちが明るく健やかに成長するための取組に関する基本方針を公表します！

現在、いじめ・体罰・不登校・児童虐待など子どもの人権問題が大きな社会問題となっています。学習塾役務の享受者はこうした子どもたちであることに鑑み、去る10月13日

開催した理事会において「子どもたちが明るく健やかに成長するための取組に関する基本方針」を決議いたしました。協会 web サイトをご覧ください。あわせて、平成18年3月策定

の「学習塾に通う子どもの安全確保ガイドライン」に定める学習塾教職員における倫理教育の周知徹底をお願いいたします。

JJAご入会のご案内

全国学習塾協会（略称「JJA」）は、民間教育を担う団体・個人に関する支援及び能力開発、調査研究、地域社会に対する貢献の推進等を行うことによって児童及び青少年等の学力養成の推進に寄与し、より良い社会の形成を推進することを目的として設立された公益社団法人です。

公益社団法人全国学習塾協会には、どなたでも入会できます。

会員は、正会員・準会員・賛助会員からなっています。

■**正会員** 学習塾事業を営む法人または個人でどなたでも会員になることができます。正会員は総会での議決権を持ちます。

協会報、会員名簿を配布いたします。本会が主催する事業をご案内して、これに優先的に参加することができます。

協会 web サイトと正会員のホームページのリンクを掲載するとともに、会員名簿に正会員一覧を掲載します。

正会員証プレートを使用できます(使用料あり)。

■**準会員** 学習塾事業者に従事する個人、協会の目的と活動に賛同する教育事業に従事する個人または従事した経験のある個人であればどなたでも会員になることができます。総会での議決権は持ちません。

協会報、会員名簿を配布いたします。本会が主催する事業をご案内して、これに参加することができます。

準会員証プレートを使用できます(使用料あり)。

■**賛助会員** 協会の目的と活動に賛同してその事業にご支援くださる法人・団体・個人で、総会での議決権は持ちません。

協会報、会員名簿を配布いたします。本会が主催する事業をご案内して、これに参加することができます。

協会 web サイトと賛助会員のホームページのリンクを掲載するとともに、会員名簿に賛助会員一覧を掲載します。

賛助会員証プレートを使用できます(使用料あり)。



会費は次の通りです。

入会金	(1)正会員		30,000円	
	(2)準会員		10,000円	
	(3)賛助会員	法人		50,000円
		学校法人		30,000円
		団体		50,000円
	個人		10,000円	
年会費	(1)正会員 1口	塾生数1000名未満	36,000円	
		塾生数1000名以上 3000名未満	60,000円	
		塾生数3000名以上	120,000円	
	(2)準会員 1口		12,000円	
	(3)賛助会員 1口	法人		50,000円
		学校法人		36,000円
		団体		50,000円
個人			12,000円	

毎年4月から翌年3月までが一年度になります。

会費について、正会員の方は、会費を3月と9月の年2回に分け、金融機関から預金口座振替により納入いただきます。

準会員・賛助会員の方は、年度初めに当協会の銀行口座にお振り込みいただきます。

入会初年度の会費は、入会月からの月割りで計算いたします。

入会をお考えの方、協会の活動概要などをお知りになりたい方は協会事務局まで遠慮なくご連絡ください。資料をお送り申し上げます。

また、入会申込書は協会 web サイトから入手することもできます。

公益社団法人全国学習塾協会 事務局
〒171-0031 東京都豊島区目白3-5-11
TEL03-5996-8511 FAX03-5996-9585